

英領マラヤ野生動物保護調査委員会と  
海峡植民地およびマレー非連合州世論  
The Wild Life Commission of British Malaya and Public Opinion  
in the Straits Settlements and the Unfederated Malay States

佐久間亮  
SAKUMA Ryo

英領マラヤ野生動物保護調査委員会と  
海峡植民地およびマレー非連合州世論  
The Wild Life Commission of British Malaya and Public Opinion  
in the Straits Settlements and the Unfederated Malay States

佐久間亮

はじめに

本稿は、前稿に続き、1930年から31年にかけておこなわれた英領マラヤ野生動物保護調査委員会による住民公聴会を検討するものである。当調査委員会は、20年代以降生じた野生動物保護派と現地の農業従事者、とりわけ天然ゴム・プランテーション経営者との対立の結果、両者の利害を調整する目的で英本国植民地省が設置したものである<sup>1)</sup>。この委員会への付託事項を以下に再録する。

- 1) 連合州、非連合州を含めて、野生動物保護のための現行諸規則について報告すること
- 2) パハン、トレンガヌ、クランタン州の土地を含めてグナン・タハン保護区周辺に国立公園、あるいは野生動物の避難所を設営する上で必要な措置について報告すること
- 3) 既存の保護区とその価値、あるいはマラヤの動物相を永続的に保全することの価値がいかなるものか報告すること
- 4) 野生動物が農業にもたらした被害についての申し立てを調査し、そうした事柄にかかわる証拠を収集し、記録すること。さらに明らかにされた事態についてどのように対処すべきか、その手立てを提言すること
- 5) 野生動物保護のための規制を実施するのに必要な組織について、さらに国立公園、野生動物の避難所、あるいは保護区の運営に必要な組織について報告すること
- 6) 上記の項目に関してあらゆる資料を収集すること<sup>2)</sup>

英帝国下の野生動物や自然環境保護に関する歴史研究は、アフリカ植民地を中心におこなわれ、野生動物保護の美名の下に、現地住民の生存権は著しい制約を受け、白人による「文化侵略」に対して、現地住民は「密猟」や暴動などの手段で激しい異議申し立てをおこなったとされる。野生動物の保護立法、国立公園の設立、自然環境の保全は英領アフリカにおいて決して平和的なプロセスとして進行したのではないことをこれまでの研究は明らかにしてきた<sup>3)</sup>。

英領マラヤの場合も保護運動は平和裏に進行したわけではない。しかし、アフリカのケースと異なり、激しい反対運動を展開したのは、天然ゴム農園などを経営する英系白人プランター

たちであり、被支配者であるマレー系、中国系住民たちはこの争いにおいて単なる傍観者に過ぎないと見られてきた。たとえば英領マラヤの自然環境保護の歴史について先駆的な研究をおこなった Jeyamalar Kathirithamby-Wells は、この公聴会を白人利害集団間の調停の場として評価しており<sup>4)</sup>、その研究は、より広範な植民地世論が反映した公聴会の結果を十分に踏まえているとは言えない。前稿で検討したとおり、連合州各地で開催された公聴会において、証言者の多数を占めたのはマレー系住民であり、かれらは保護政策の理念に賛同する場合でも、しばしば英人保護論者とは異なる論理を展開し、さらに、野生動物保護政策への異議申し立てをおこなう機会として公聴会をとらえていた者も多い。とりわけ注目すべきは、英人利害関係者の妥協の産物といってよいサンクチュアリ＝国立公園の設立予定地を含むパハン州マレー系住民から、野生保護政策への強い拒絶反応が示されたことである。アフリカ住民とは異なる形で、かれらはこの公聴会で「合法的に」異議申し立てをおこなっているのである<sup>5)</sup>。

したがって、白人世論が収斂したところで、ただちに国立公園設立への道が掃き清められたわけではない。本稿は、非連合州およびイギリス直轄の海峡植民地で開催された公聴会の結果を検証する。これらを踏まえて、英領マラヤの世論が全体としていかなるものであり、野生動物保護政策にそれがどのように反映していくことになるのかを検討する手がかりを得たいと思う。

調査委員会による公聴会は、1930年8月から翌年4月にかけて合計64回にわたってマラヤ全土で開催された。このうち、直轄の海峡植民地で開かれた公聴会は7回、非連合州では22回を数える。証言者として登場するのは、海峡植民地では、シンガポール9名（すべて英系）、マラカ13名（英系12名、マレー系1名）、ペナン26名（英系5名、マレー系17名、中国系3名、インドネシア系1名）の計48名である。非連合州では、ケランタン州22名（英系9名、マレー系13名）、トレンガヌ州9名（英系5名、マレー系4名）、ジョホール州104名（英系24名、マレー系64名、中国系15名、インドネシア系1名）、ケダ州24名（英系8名、マレー系16名）、ペルリス州7名（英系1名、マレー系6名）の計166名が証言をしている。以下、一章では海峡植民地、二章では非連合州の反応について検討する。

## 一

調査委員会が公聴会のために用意した質問事項は合計75項目である<sup>6)</sup>。中には、鳥、魚類の保護に関わること、さらには特定の地域に限定した話題などが含まれるため、ここでは前稿同様、野生動物保護に対する世論を測る上で重要だと思われる以下の項目に限定して、住民からの聴き取り結果を検討する。

- 8) この国に来て以来、野生動物の特定の種について、目立った増加、あるいは減少を観察しましたか？
- 9) 野生動物がもたらした財産および作物への被害について、経験を語ってください。

- 15) 農作物の被害をなくすために、被害をもたらしている動物を根絶することが必要だと考えますか。
- 22) 野生動物にとって不可侵のサンクチュアリとなるような広大な保護区を設置するという考えに賛同しますか。
- 25) 野生動物を保護するために〔森林保護区とは別に一筆者〕特別な保護区を設けることに賛同しますか。
- 39) 動物保護区を除いて、連合州全土で象およびサンバー鹿を保護対象から除外するとして29年の措置を妥当だと考えますか。
- 44) 野生動物の肉およびトロフィを無制限に売買の対象とすることは、利益のために動物を殺戮することにつながります。いいかえれば、〔中略〕野生動物の殺戮を商業化することで、その絶滅に道を開くことになるのです。そこで、〔中略〕象や犀のトロフィ、ゲーム鳥獣の肉の売買を、認可を受けた場合を除いて禁止すべきだと思いますか。
- 47) マレー半島から野生動物、とりわけ大型獣が根絶されてしまうとするならば、それを嘆かわしいことだと思いますか。
- 48) 野生動物の根絶を望ましい、あるいは不可避のことだと思いますか。
- 49) それを防ぐために精力的な措置がとられなければ、野生動物の根絶という事態が生じると考えますか。
- 50) 理にかなった規制をおこなうことで、マレー半島から野生動物が根絶されるという事態を防ぎうると思いますか。
- 61) マラヤの野生動物が後代の人々への遺産となるべく保護、保存されるべきだという考えに賛同しますか。また野生動物種が根絶されないような状況を作り出すよう、ただちに規制による、あるいは組織的な措置が採られるべきだという考えに賛同しますか。

保護論者にとって好都合な回答を引き出す目的で設定されたことが明らかな項目も含まれていることから、この公聴会が野生動物保護派主導で運営されたことは明らかである。以下、住民の反応である。

### (一) シンガポール

英領マラヤで最も開発が進んだシンガポールで聴き取りに応じたのは英系住民9名に過ぎない(表①参照<sup>7)</sup>)。そのうち2名(no.4、7)は鳥類および魚類保護についてのみ情報を提供しているに過ぎず、実質的に野生動物保護関連について証言しているのは7名である。農業関係者はわずか2名、その他は知的専門職に従事していると思われるものたちであり、英国動物愛護協会関係者を名乗る男も証言に臨んでいる。かれらは野生動物の著しい減少というゆゆしき事態が生じていると主張し(no.1、2、5、6、8)、野生動物による被害の申し立てはいずれも誇張されており、農業関係者2名ですら柵を設けることによって十分にその被害を食い止めることが可能だ(no.2、5)としている。

保護政策への立場も一様である。被害をもたらす可能性のある動物を根絶すべしと主張(Q.15)する者は皆無であり、動物の肉などの商品化について(Q.44)、とくに言及しない者を除き、7名が明確に反対している。マレー半島から大型野生動物が駆逐されることは嘆かわ

Report of the Wild Life Commission: vol.I General Survey, 1932, pp.47-57から作成 (証言者の無い疑問は省略)													
		Q8	Q9	Q15	Q22	Q25	Q39	Q40	Q44	Q47	Q49	Q50	Q61
<b>義のシンガポール英系住民</b> (番号は聞き取り順)													
no.1	advocate and solicitor	great decrease in animal life, particularly sambar deer and to a less extent green pigeon	主張される数量については、多くの場合誇張されている。	no	yes				yes	yes	yes	yes	
2	director of rubber estates	have noticed a decrease in all forms of wild animal life	サンバー鹿によるゴムへの被害。しかし、捕を設けて以降、被害は無	I don't think so.	yes, as far as possible from agriculture	yes			Selling of meat should be prohibited as it leads to poaching. Trophies would be hard to control effectively.	yes	yes	yes	yes. But I am doubtful about the wisdom of preserving the camivora.
3	professor of biology, King Edward VII college of medicine			no	yes	yes. It is a general practice.			yes. Care should be taken when issuing licences to naturalists who have, in the opinion of the commission, insufficient standing.				yes, but some points need special consideration.
4	vice-president of the Society for the Prevention of Cruelty to Animals	鳥類保護についての訴えのみ											
5	planter	very considerable decrease, especially green pigeon and imperial pigeon, sambar, kijang	サンバー鹿とヤマアラシによるゴムへの被害。しかし、捕を設けて以降、被害は食い止められている。	no	most certainly yes				yes. I feel very strongly on this subject.	yes	It is coming about now.	yes	yes
6	civil servant	a marked decrease	多くのサンバー鹿による被害の申し立てがなされているが、実態はヤマアラシによるもの、一般に放置された集団のみが被害を受けている。	certainly not	yes, provided that efforts do not stop at that.				certainly not justified and eminently calculated to defeat its own object.	yes	yes	yes	yes
7	officer in charge of fisheries	魚類保護についてのみの情報提供											
8	curator of the Singapore Museum	In Singapore, it is undoubtedly decreasing very rapidly as a result of cleaning the island and of indiscriminate and constant shooting.			yes	yes			yes	yes	yes	yes	yes
9	barrister			The extinction of any sort of animal is absolutely wrong.	yes	special reserves for wild life are essential; in the interests of posterity			yes	yes	yes		yes. It would be a terrible thing.

しく (no. 1、2、5、6、8、9)、それを防ぐための措置を講じる必要性にも、さらにはそのことの効果についても肯定する

(no. 1、2、5、6、8、9)。かれらはマラヤの野生動物を後代への遺産とすべきだとの考えにも賛同し、かれらとはいささか距離をおいた証言をした生物学研究者を名乗る男

(no. 3) も留保付きではあるが、この考えには同意している。

野生動物保護政策推進に賛同するかれらは、これを実現する方策として、サンクチュアリを設置するという考えに (Q. 15、Q. 22) ついても、一般論として肯定する。計画さ

れている土地がシンガポールから遠く離れたマレー半島中部だからであろうか、1名 (no. 2) のみ「農業の発展を阻害しない限り」という留保をつけているのみである。証言者が英系白人

に限定されていたからか、さらには野生動物相の後退がすでに著しい地域であるがゆえか、調査委員会にとって極めて予定調和的な4日間の公聴会<sup>8)</sup>であった。

## (二) マラカ

ここでも英系白人が証言者のほとんどを占め、マレー系住民の証言者は1名のみである。しかし、シンガポールの場合とは異なり、英系証言者11名中 (no.3は、警察による銃所有規制についての情報提供のみなので除外した)、農業関係者が8名を占めていることもあり、ここでは必ずしも委員会側にとって好都合の証言ばかりを引き出せたわけではない (表②参照)。

Report of the Wild Life Commission, vol.1, General Survey, 1922, pp.95-107から作成 (証言者の多い期間を除く)		Q15	Q22	Q25	Q39	Q44	Q47	Q49	Q50	Q81
表② マラカ系住民 (番号は調査取り順)	no.2 planter	cannot say as to big game but as to snipe and green pigeon, there is a definite decrease	yes	absolutely		yes	yes	yes	I do	yes
	3 chief police officer	警察による銃所持のテークアップのみ								
	4 planter	general decrease in green pigeon, deer, pig and mouse-deer	yes	yes	yes	yes, especially in the shortage of game	yes	yes	yes	yes
	5 medical specialist, Malacca General Hospital	great decrease in green pigeon and snipe, ayam-ryam, sambur, mouse-deer (almost weed out here), wild pig	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes
	6 chartered accountant, secretary of the Society for the Prevention of Cruelty to Animals in Malacca		no	decidedly in favour	yes	I would like to see it unconditionally prohibited.	yes	I think so	They should be but they would be deplorable if they must be any species I have previously mentioned.	yes, it should be but they would be deplorable if they must be any species I have previously mentioned.
	7 planter	a notable decrease in deer, green pigeon	no	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes
	8 pensioned government surveyor	no.7に同意								
	9 planter, a member of the Legislative Council		certainly not	yes in carefully selected places	yes	I would agree to a licence for a part of the year at a nominal cost for purposes of control	most deplorable	yes	yes	yes
	10 planter	a very definite decrease in everything shootable	never	absolutely	yes	yes	yes	bound to	yes	yes
	11 planter	yes, decrease especially in punai and snipe	no	yes	yes	yes	yes	yes and in Malacca that situation has been reached	yes	yes
	12 planter, a member of the Legislative Council	yes, decrease of wild life in Malacca and decrease of sambur deer	no	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes
	13 planter	In Gemenohih in every species, I have seen none for three years. Tepr have all gone sambur have practically gone and I know of only one kijang.	no	absolutely	yes	no	yes		yes and not difficult to enforce	yes

野生動物の著しい減少という事態を認めているのは、8名 (no. 4、5、7、8、10、11、12、13) であり、その中にはプランター6名を含んでいる。しかし、他はあえて言及しないか、プラン

ターの一人 (no. 2) は大型動物については明確に減少しているとは言えないとしている。また、8名は野生動物による作物への被害を訴え (no. 2、4、5、6、7、11、12、13)、その1人であるプランターの男 (no. 13) は「おもにサンバー鹿による被害が著しく、その他マレーの動物による作物への信じがたいほどの被害がもたらされ、もはやコントロール不能の状態だ」とまで主張し、「このような略奪行為にほとんど関心を示さない政府役人」への怒りをあらわにしている。

とはいえ、この公聴会を野生動物による被害を訴える機会として利用しつつも、かれらは野生動物保護政策を推進することにはおおむね同意している。農作物に被害をもたらす動物を全面的に駆除することには、とくに意見を表明しない2名を除いて、全員が反対している。また、野生動物がマレー半島から消滅するという事態を嘆かわしく感じるかという問い、さらに、野生動物を後代に引き継ぐべき貴重な遺産だと考えるかという問いにも皆、肯定している (Q. 47、Q. 61)。そのための手段としてのサンクチュアリ設置という措置にも全員が賛意を表している。とりわけ農業関係者は、1名のみ「入念に場所の選定を願う」としている (no. 9) 以外、全面的に賛成している。

他方、マレー系住人の証言記録として残っているのは最初に証言をおこなった一名の郡長によるものにすぎない。かれはサンバー鹿などの減少について同意し、その繁殖を保証すべき森林保護区が開墾されつつあるとの証言をおこなっている。しかし、野生動物による農作物への被害はあいかわらず著しいものがあり、「被害をもたらす野生動物を駆除することで、自らが育てている農作物を守る権利を誰もが持つべきこと」を強く主張し、駆除のための銃使用に免許制を導入することに強く反対する。しかし、彼は近隣の郡長ら12名を伴い、かれらの意見を代弁するものとして証言を行ってはいる<sup>9)</sup>ものの、その声は二日間<sup>10)</sup>にわたる聴き取り調査の中で、英系白人たちの保護政策推進賛成の声の中に埋没してしまっている。

### (三) ペナン

これまでの直轄海峡植民地のケースとは異なり、ペナン島5箇所で行われた聴き取りでは、むしろ非英系住民の声が多く反映されている。英系住民で野生動物保護に関連して証言をおこなったのは4名 (表③参照。なお、no. 22は魚類保全の必要性を証言しただけなので除外した)、そのうち農業関係者は1名に過ぎない。野生動物の減少を指摘しているのはわずか1名 (no. 5)、さらに2名が野生動物による農作物の被害について指摘している (no. 11、24)。とはいえ、ここでもまた、野生動物保護政策そのものへの否定的な見解が述べられているわけではない。英領マラヤの面積に鑑みて、象の保全はシャムやビルマに移送しておこなうべきとする見解を述べる者 (no. 24)、サンクチュアリの設置やその他の保護規制は「この国の物質的發展」や「経済的、商業的利害」と調和してこそ現実的かつ永続的なものとなりうるのであり、「罰則を伴う規制」では限界がある旨をのべた例 (no. 21) などがあるが、いずれも保護政策への「建設的な」提言と受け止められたであろう。

他方、非英系住民はどうであろうか。証言をおこなった20名 (no. 27は魚類保全についてのみ証言しているに過ぎないので、ここでは除外した) の内、多数派の16名を占めたのはマ

Report of the Wild Life Commission, vol. I, General Survey, 1932, pp.225-35から作成(回答者の職名は省略)										
Q8	Q9	Q15	Q22	Q25	Q39	Q44	Q47	Q49	Q50	Q61
no.5 district forest officer a general decrease in my opinion due to the overpopulation of Green pigeon have decreased because of overhunting.	条による森林地帯の破壊らしい		yes	no	no	yes	yes	yes	yes	yes
planter	野驢、リスによるコナツへの被害、									
21 genetic surveyor of Stam	マラヤでは被害は無い。シナムでは象、カン、クマ、鹿、野驢による被害を受けてきた。		yes At the same time I realize that the humane and sentimental ideas underlying the question of wild life are in harmony sometimes with the commercial instincts of man in general that the selection of such wild life refuge should be made on the basis of material development as little as possible.		I do not know the evidence on which the decision was based, but I cannot see that any vested interests are justified in having such consideration given to the preservation of a weak and feeble animal of a high mammalian order. The government action seems to be an acceptance of an inhuman policy which dictates that materialistic and commercial interests should prevail to the present state of civilization in Malaya.	yes	yes	yes	yes. Though I would qualify my opinion by saying that the preservation or extinction of wild life depends largely upon the permanent recognition or otherwise by the present and future generations of a really valuable species. I would like to see the world as a principle and not upon a penny-carrying principle. If considerations of commerce, pleasure and gastronomy are to be paramount in the selection of many high forms of wild life will be exterminated. It is pleasant to note, however, that there is an awakening of real consciousness towards the problems involved in the preservation of wild life.	I am in total agreement that the distinctive fauna of our times should be given every chance to continue as a part of nature's evolution. I think we have our evolutionary processes upset by indiscriminate extinction of her animal species to suit man's immediate commercial profits. I would like to see the preservation of wild life regarded as much more important than the immediate commercial profits. I would like to see the world as a heritage for posterity. I feel that until the inculcation of this principle affords the protection required, it must be necessary to have regulations, organizations and penalties to ensure that the principle is not forgotten. I do not recognize in any way the economic and commercial issues upon which man becomes more and more dependent. To shut one's eyes to the existence of such powerful factors is detrimental to a righteous cause.
22 senior health officer	魚類保全の必要性について									
24 commissioner of trade and customs	河川管理、灌漑と水害の防止、マラヤの郵政の中心	I have had some damage done to my humble opinion the elephant is a survival of a past age and has outlived its usefulness, but I would not advocate its extermination. The Malays do not understand elephants and I think Malaya being a small country its elephant population might be considered to be small. I have heard that the Malays are understood	yes, especially for elephants, rhinoceros and tigers		It led to a lot of wicked work.					Yes, subject to what I have already said.

レー系住民であり、13名は郡長、その他は農民1名を含む3名である(表④参照<sup>11)</sup>)。かれらは野生動物の減少という状況については概ね認めている (no. 1、2、3、4、6、14、15、16、17、18、19、20、25) もの、6名は野生動物による被害を強く訴えてもいる (no. 1、4、6、7、8、10)。野生動物保護政策そのものについて、積極的に意見を述べる者は少ないが、2名は批判的な見解を提示している。12名のインドネシア系およびマレー系住民を引き連れてやってきた元教師を名乗る証人 (no. 10)は、「作物に被害をもたらす動物は駆逐されるべきだ」<sup>12)</sup>との考えを明瞭に述べている。また、同じく教師を名乗る男 (no. 14)は、「農業に被害をもたらすことのない動物は保護すべき」であり、「可能であれば動物たちのサンクチュアリを設置すべきだ」としているが、それに適した土地など周囲には



表④ベナン非英系住民 (番号は聴き取り順)		Q8	Q9	保護政策への意見
no.1	penghulu (郡長=複数のkampong =村にまたがる地域の首長)	鹿の減少	野豚とネズミによる米作への被害。象による被害もかつてあったが、今はゴムに向かっている。サンバー鹿によるゴムへの被害も。	
2	penghulu	サンバー鹿の減少、他はno.1に同意。土地の開墾によるのだろう。		若い野生動物のshootingは制限されるべきだ。その方が将来より多くの肉を提供することになるからだ。
3	penghulu	ゴムのための開墾により、アオバトが減少している。		
4	penghulu	サンバー鹿の姿をみなくなっている。	野豚の被害に対して、柵を設けることで対抗している。	
6	penghulu	かつて、サンバー鹿やマレー水牛など大型獣がいたとされるが年老いた自分でさえも見たことはない。	野豚、サル、リスによるココナツへの被害	
7	penghulu		オオコウモリ、リス、猿、野豚ににおる被害。銃などによる対抗措置をとっている。	
8	penghulu		野豚、サル、リスによる被害について、他のpenghuluの意見に同意する。	
9	headman of the Banjarese(インドネシア系)		野豚、サル、ネズミ、その他の動物による米作への被害	
10	schoolmaster	7名のインドネシア系の人々、5名のマレー人がこの証言に同意。	ネズミ、野豚、カワウソ、サルによる被害、ココナツ栽培への最大の敵は野豚、リス、ネズミである。	作物に被害をもたらす動物たちは、駆逐されるべきだ。しかしながら、被害をもたらすことのない動物たちは保護され、保存されるべきだ。
12	clerk(中国系)	アオバトの減少		規制をおこなうことで、野生動物の根絶を防ぐべきだ。他の国々がそうしているのに、なぜマラヤで出来ないのか。
13	planger(中国系)	全般的な減少が見られる	サンバー鹿による被害	・被害をもたらす動物を根絶すべしという考えには反対 ・野生動物やトロフィなどの売買は禁止すべきだ ・野生動物を後代の遺産とすべく保護・保存すべきだ
14	Malay visiting teacher	40年前よりも減少している。鹿や野豚は残っているが、サンバー鹿、象、マレー水牛の姿を見なくなっている。		野生動物減少の原因は、この国の農業の発展にあり、shootingが原因ではない。わずかなヨーロッパ人はshootingを行っているが、マレー人や中国人はほとんど行ってはいない。農業に被害をもたらすことのない動物たちは保護されるべきだろうし、可能であればそれらのためのサンクチュアリを設けるべきだ。ここには誰かに譲渡されていない土地はないのだが。
15	penghulu	no.14に同意		
16	penghulu	no.14に同意		
17	penghulu	no.14に同意		
18	penghulu	no.14に同意		
19	penghulu	no.14に同意		
20	small holder	no.14に同意		
25	former land bailiff and penghulu	野豚はいるものの、サンバー鹿や他の鹿、大型獣は棲息してはいない。		作物に被害をもたらすことのない動物たちは保護されるべきだ。マラリア防止のために河川に油を撒くことは魚類にとって致命的だ。
26	pig shooter(中国系)	かつて、野豚や他の動物を狩ってきたが、いまや鹿などはいなくなってしまった。		
27	ACLR?	魚類の保護について。8名の中国人有力者、14名のマレー人、さらには1名のインド人の計23名が同席。マラリア防止のために河川に油を撒くことに強く反対している。		

ないとも述べる。野生動物減少のそもそもの原因は、「この国の農業の発展にこそ求められるべき」であり、ヨーロッパ人は未だに狩りを楽しんでいるのに対して、「マレー人および中国人はもはや狩りなどは行っていない」と指摘している<sup>13)</sup>。言外に野生動物保護にかかわる規

制をマレー系住民に課すことの理不尽さを批判しているように思える。なお、中国系住民 (no. 12、13、26) は野生動物の減少という事態が進んでいることを認め、保護政策についても肯定的である。また、インドネシア系として唯一証言をおこなった no. 9 は野生動物による被害を訴えつつも、保護政策全般については言及していない。

7 日間にわたっておこなわれたペナン島での聴き取り<sup>14)</sup>では、多くの非英系住民が証言に立った。進行中の保護政策について明確に否定的な見解を示したものが2名いたものの、多くは政策そのものの是非については口を閉ざしている。このように、海峡植民地では、非英系住民から保護政策の是非について十分な証言がおこなわれたとは言えそうにない。これも直轄植民地ゆえの制約であろうか。それでは、これらの地域よりも植民地としての統制が緩やかだったマレー非連合州の状況はどうだったのであるか。とりわけ、野生動物が豊かで、また野生動物のサンクチュアリ設営が予定されていたケランタンおよびトレンガヌ州での公聴会ではどのような意見が表明されたのであろうか。以下で検討する。

## 二

### (一) ケランタン、トレンガヌ州

調査委員会が入念に準備をしたうえで、英領マラヤ全土で最初の公聴会に臨んだのは、非連合州のケランタン、トレンガヌ両州であった(表⑤、⑥参照)。30年8月末から始まった公聴会は、この二州を経て、9月半ばには連合州パハンに向かう。ジョージ五世国立公園(現在のタマンネガラ国立公園)はこの三州にまたがって設置されることになるのであり、委員会がこれらの州を最初の訪問地に選んだのももっともであろう。

ケランタン州最初の公聴会は8月30日、南部の Bertam で開催された。この地こそ、上記国立公園の設置予定地であるグナン・タハン Gunong Tahan に近接している(西15キロほど)。しかし、ここで証言をしに現れたのはマレー系の郡長わずか2名(no. 1、2)に過ぎず、またいずれも中西部の Perias からわざわざやって来ている。証言したのは Hussin Bin Ahmat という男であり、もう1名はその場に立ち会い、この男の証言に同意したのみである。彼は、大型野生動物 Big Game は、犀を除き、減少していないこと、しかしながら、鹿による被害などは近年減少していること、象を追い払うのは難しいものの、柵を設けることで鹿による被害は防ぎ得ること、農作物への主な被害は野豚によるものであることなどを述べる<sup>15)</sup>。サンクチュアリ設置など、保護政策についての証言を得ること無く、委員会は早々にこの地を後にし、翌日には州北西部の Kuala Pergau に向かってしまう。

以降、委員会は北へと向かい、合計5回の公聴会が開催されている<sup>16)</sup>。英系住民は農業関係者と思しき者6名(no. 5、6、7、8、19、22)を含む計8名(no. 21は野生動物の輸出に関する証言をしているのみなので、ここでの検討対象から除外する)が証言している。野生動物の減少についての所見は様々だが、かれらは一様に農作物への被害を申し立てている。しかし、



表⑥ケランタン、トレンガヌ州 非英系住民 (番号は聴き取り順)		Q8	Q9	保護政策への意見
ケランタン州				
no.1	penggawa(local headman)	大型野生動物は減少していない。	主に野豚による被害。鹿による被害の報告もある。象を追い払うのも容易ではない。	
2	penghulu			no.1に同意
3	penggawa	象は増加している。他の野生動物の数は変わらない。	野豚による深刻な被害。象による被害は少ない。管理が行き届いていない農園が被害に遭っている。マレー水牛による被害の報告はない。	
4	imam		ネズミ、野豚による被害	・鹿に対するなんらかの保護措置は必要だろう。 ・幼い動物への保護措置も必要だ(この点については別のpenggawaも同意見)。
9	inspector of penggawa	野生動物の減少は見られない	野豚と象による被害	・野生動物が絶滅してしまうなどということが起こったら、残念に思う。
10	forest ranger		ネズミと野豚による被害が最大。象も被害を与えるものの、管理の行き届かない農園が襲われている。	・未成熟な動物が撃たれるのは慣れむべきことである。 ・野豚を保護するなどということはあってはならない。
11	penggawa		ネズミと野豚による被害	no.9に同意
12	planter and watchman of estate	マレー水牛、バク、象は多く棲息している。	捕まっても鹿の進入は防ぎがたい。	・この住民はマレー水牛を狩ることはない。
13	penggawa	多くの象が棲息		no.9におおむね同意 ・野生動物の全面的な殺戮には反対する。また、未成熟な動物も保護されるべきである。
15	tengku selia (農園の監督官)	鹿、象、マレー水牛は豊富に棲息している。かつてはハンティングは盛んだったが、今では鹿などを狩る者はいない。野生動物の減少などということは生じていない。		・野生動物は保護すべきと考えるが、作物と人命を守る権利が優先されるべきだ。
16	forest ranger	野生動物は豊富に棲息している。とりわけ象は多い。	象による米作への被害。	
17	assistant district officer	大型野生動物の減少は生じていない。	被害の報告はない	・サンクチュアリの創設には賛成する。 ・野生動物の商業取引には反対する。 ・大型野生動物がマラヤから根絶されることは嘆かわしいことだと思う。 ・野生動物の根絶は望ましいことではない。この住民はかつて稲作に被害をもたらしたマレー一帯を根絶したが、今やその贈り物を残すに残念に思っている。 ・野生動物保全のために措置が講じられるべきだ。 ・規制をすることで、野生動物の根絶という事態は食い止められる。 ・マラヤの野生動物が後代の人々への遺産となるべく保護、保存されるべきだという考えに賛成する。
20	carpenter on an estate		象による被害。象狩りをしている。	
トレンガヌ州				
1	forest guard	象は増加しているが、鹿は減少傾向だ。マレー水牛も減っている。	野生動物による農作物への被害は大したことない。野豚とネズミによる稲作への被害。密集して住む村が形成されているところでは象の被害を恐れる必要は殆どない。鹿による被害は聞いたことがない。	・鹿狩りなどをしている ・虎は野豚と鹿の数を減らしてくれるので、農民にとっての友である。虎をむやみに狩るべきではないと考える。
4	district officer	野生動物の減少という事態は生じていない。	象と鹿による被害。鹿の被害を食い止めたいが、shootingの許可が下りない。	・農業への被害をなくするために、当該の動物を根絶することが必要だ。 ・野生動物にとってのサンクチュアリとなりうるような広大な保護区を創設するという考えにおおむね賛同する。 ・野生動物の商取引には絶対に反対だ。野生動物の販売は禁止されるべきだ。 ・マレー半島から大型野生動物が根絶されてしまうとすれば、嘆かわしいことと思う。 ・野生動物の根絶を望ましいとは思わないし、それを不可避のことだと思わない。 ・野生動物が後代の人々への遺産となるべく保護、保存されるべきだという考えに賛成する。
6	planter			・かつてマレー水牛狩りが行っていたが、法律が制定されて以来やめてはいない。密猟もおこなわれてはいない。
9	pengawai daerah(local headman)	鹿、象、マレー水牛は減っているが、サンバー鹿の数は変わっていない。	鹿と象による被害。	・保護区を創設することに強く賛同する。 ・未成熟な動物の保護も必要だ。 ・野生動物の商取引には高いライセンス料を課すべきだ。ある種類の野生動物の取引は問題がない。 ・マラヤの野生動物は絶滅しないように保護されるべきだ。適切な保護措置を講じることに賛成する。 ・マラヤの野生動物が後代の人々への遺産となるべく保護、保存されるべきだという考えに大いに賛成する。そのためにマラヤ全土に適用される規制、それを実施する組織は必要である。

管轄下に置く必要性と、そのためには現行法制度では不十分である旨の証言を引き出してもい

るのである。これに対して、ケランタン州で証言したマレー系住民13名ほどのような見解を述べたのだろうか。英系住民の場合とは対照的に、明らかに農民とみられる者はわずか2名 (no. 12、15) であるが、かれらを含めて9名 (no. 1、2、3、9、12、13、15、16、17) が野生動物の減少などということは生じていないことと同じく9名 (no. 1、3、4、9、10、11、12、16、20)

が農作物への深刻な被害を訴えている。その一方で、野生動物へのなんらかの保護措置が必要であることを主張する者は5名 (no. 4、9、11、13、17) いるが、その為の具体的手段であるサ

ンクチュアリ設置を歓迎する者はわずか1名 (no. 17) にとどまっており、必ずしも委員会が期待した証言を引き出せたとは言えない。むしろ、おもに農業従事者らはこの公聴会を自らの不満を表現する場として利用しようとしたように見える。例えば、Taku Estate (州北中部) のプランターだという男 (no. 12) は、保護論者が推奨する「柵などはしばしば破られてしまう」と訴え、また大型動物 (とりわけマレー水牛) などの減少には、マレー人は関与などしていないと証言している<sup>17)</sup>。さらに、農園の監督官を名乗る男 (no. 15) は「大型野生動物は保護されて然るべきだと考えるが、それは作物と人命とを守る権利が保証されてからのことだ」と明確に主張する<sup>18)</sup>。しかし、総じて、マレー系住民から肝心の保護政策の是非に関する明確な証言を得ることなく、サンクチュアリ設営予定地のあるケランタン州での公聴会はわずか5日で切り上げられ、委員会は北端の Kota Bharu から次の公聴会場、近隣のトレンガヌ州 Besut へと向かう。

トレンガヌ州もまた、わずかではあるが、その西部の一部がサンクチュアリ設置予定地に含まれる。しかしながら、ここでの合計4箇所、4日間にわたる公聴会<sup>19)</sup>で、サンクチュアリ設置予定地に近い場で公聴会が開かれたのは9月11日のわずか一日 (Kuala Brang) に過ぎず、残念ながらそこにはマレー系住民は姿を見せず、英系役人 (clerk of works だが農場も経営しているようである=no. 7) が登場するのみである。かれは野生動物による深刻な被害を口にし、「農作物に被害をもたらす動物は殺すか、ジャングルに追いたてるべきだ」との物騒な発言をし、委員会を戸惑わせている<sup>20)</sup>。その後の3日間は、サンクチュアリ予定地からはほど遠い海岸沿いの街で公聴会は開かれている。ケランタン州でのマレー系住民からの予想外の抗議に直面した委員会の警戒がそこには反映していると言ってよいだろう。

トレンガヌ州全体で、英系住民は、農業関係者と思われる者3名 (no. 2、7、8) を含む5名が証言をしている。かれらは野生動物の減少についてはいずれも否定しつつも、野生動物を保護すべく規制を行うこと、野生動物を後代への遺産として残すべきことについては、先ほどの Kuala Brang で証言に立った人物を除いて賛同している (Q. 50、Q. 61)。また、いずれもサンクチュアリの設置にも賛成している (Q. 22)。ここでも皮肉なことに、サンクチュアリ設置に言及しないのは、先ほどふれた、予定地に近い Kuala Brang での証言者のみである。

他方、マレー系住民で証言したのは州全体でもわずか4名。農民はわずか1名 (no. 6) である。その中で政府が進めつつある保護政策に賛意を示しているのは、保護区設営予定地から遠く離れた Kemaman (州南端) で証言を行った郡長ただ一人 (no. 9) に過ぎない。これに対して、森林保全に従事していた男 (no. 1) 等は、保護の対象となるべき鹿狩りを今も行っていることを悪びれずに証言し、また鹿の頭数を制限する上で虎の重要性を述べ立て、「虎は農業関係者にとって友人」であるが故に、「むやみに狩るべきではない」と主張する<sup>21)</sup>。地域の役人だと名乗るとい男 (no. 4) も、サンクチュアリ設置に賛同するなど、保護政策に好意的な証言をするものの、鹿による被害の深刻さを訴え、農業への被害をもたらす動物 (とりわけ鹿) を根絶する必要性を力説する<sup>22)</sup>。また、唯一の農民とみられる男 (no. 6) は、マレー水牛狩りなどはもはや行われてはおらず、密猟をするマレー人などもないと主張する<sup>23)</sup>。大型野生動物減少の理由は別にあるのだと言いたいのだろう。

委員会への付託事項に「パハン、トレンガヌ、ケラantan州にまたがるグナン・タハン保護区を含めて、国立公園、あるいは野生動物の避難所を設営する上で必要な措置について報告する」ことがあったのは冒頭に触れたとおりである。にもかかわらず、トレンガヌ、ケラantan州における公聴会での証言者がきわめて乏しいことは注目すべきだろう。そのことが何を物語るかは別にして、次のことは確かである。少なくともケラantan州の英系住民の間では、野生動物保護の必要性和、その手段としてのサンクチュアリ設置についてはコンセンサスが形成されたようである。これとは対照的に、ケラantan、トレンガヌ両州のマレー系住民からは、サンクチュア리를設けることへの同意はほとんど引き出せてはいない。むしろ、この重要であったはずの公聴会開催地でみられた不満、反発の噴出は委員会にとって予想外であったように思われる。同様の反応は、次の公聴会開催地であった連合州パハンでも見られたことは前稿で触れたとおりである。こうして、パハン州での意見聴取を終えた委員会は、グナン・タハンからは遠く離れた連合州のセラngゴールを経て、さらに遠方のジョホール州へと向かうことになる。

## (二) ジョホール州

サンクチュアリ予定地からは遠く離れたジョホール州では、ケラantan、トレンガヌ両州とは対照的に、合計5カ所、半月にわたって精力的に公聴会が開かれ、英系、マレー系および中国系も含めて数多くの証言者が登場する。英系住民は24名、そのうち農業関係者は20名にものぼり、保護論者と英系農民との間の妥協点を模索する試みが行われたことが想像できる(表⑦参照)。他方、マレー系64名中、28名が郡長などイギリス統治機構の末端を担う地域の有力者であり、これに対し農民20名は少数派であったものの、公聴会の後半になるにしたがって、その登場頻度は増していく。その他の16名は森林保全や動物保護にかかわる官吏(6名)が多数を占める。中国系住民で証言を行ったのは15名、こちらはマレー系とは対照的に全てが農業関係者であり、この公聴会を野生動物による作物への被害を訴える機会と捉えていたようである。さらにインドネシア系の農民1名も登場する(表⑧参照)。

公聴会は30年10月14日より州南端、シンガポール州境のジョホール・バル Johore Bahru を皮切りに開始された。三日間にわたる最初の公聴会では、野生動物保護政策に対して好意的な意見のみが述べられ、ケラantan、トレンガヌ、さらにはパハン州でマレー系農民たちの予期せぬ反発に遭遇した委員会一同は、ここでようやく一息ついたようである。ここで証言をした20名中、英系住民は7名、そのうち5名(no.3~5、19、20)は農業関係者であったが、かれらを含めて皆、野生動物による個々の被害を訴えつつも、保護のための規制の必要性(Q.50)と、野生動物を後代へと引き継ぐ遺産とすべき(Q.61)ことについて同意する。他方、マレー系住民のここでの証言者は10名(no.6~15)。かれらもまた、その多くが野生動物の減少を指摘し、保護政策について批判的な見解を述べる者はいない。中でも、証言者の一人(no.10)が、公聴会が開かれているジョホール・バルから遠く離れたパハン州との州境にサンクチュアリを設営すべきだと主張しているのが注目される<sup>24)</sup>。州境のEndau 地域は野生動物が豊富であり、後に33年には森林保護区に指定され、さらに1985年にはパハン州のLesong 森林保護区とともにマレー半島で二番目の国立公園に指定されることになる地域である。また、野

Report of the Wild Life Commission: vol.1 Game Survey: B22 pp.59-73 から作成 (回答者の無名(匿名)は省略)													
表のタイトル(調査対象)	Q8	Q9	Q15	Q22	Q25	Q39	Q44	Q47	Q48	Q49	Q50	Q61	
象のゾウ(ゾウ)保護監視員 (園長は遊楽型)													
no.1 principal agricultural officer	not noticed any great change	象による深刻な被害の被害はない。象は、ゾウ、水牛、ワシの被害報告も少ない。象が多量に被害を受けている。	no		game reserves are not far from forest reserves for reference		isotopes should only be sold under permit. I cannot express an opinion about the sale of meat.	yes	eventually		yes	yes	
2 state forest officer	Wildlife decreases by green snake and a decrease in snake. Wild life seems to be receding.				yes		yes	yes	yes		yes	yes, strongly	
3 manager of an estate	noticed a decrease in the calculation on account of opening up	象、野豚による被害。鹿による最大の被害。象による被害はない。					yes	yes	not desirable, it may be inevitable	hope so	yes	yes	
4 manager of an estate	被害3に同量とのみ記載												
5 manager of an estate	被害3に同量とのみ記載												
19 planter	noticed decrease in Green Pigeon	鹿のコンナツへの最大の被害。象による	no		reserves are essential		yes	certainly	cannot say	yes	yes	yes	
20 manager of an estate	wild life is certainly less diverse than before	野豚と鹿による被害のみ			yes		quite	yes	neither	yes	yes	yes	
25 manager of an estate	In opened-up district, wild life has receded in other places there is little difference	鹿、象、鹿による最大の被害	no				yes	yes	I don't think it will come about within 200 or 300 years	do	yes	yes	
26 manager of an estate	no	象による深刻な被害。鹿と野豚による被害。		yes, if they are big enough	yes		yes	yes	neither	yes	I think so	yes	
36 assistant conservator of forest	not personally	象による森林への深刻な被害はない	no				yes	yes	neither	probably	yes	it should be preserved for its own sake	
37 manager of an estate	no decrease in central Jobara area	象による被害	not for a moment				yes	yes	neither	not for a long time	yes	yes	
38 manager of an estate	被害3に同量とのみ記載												
39 manager of an estate	被害3に同量とのみ記載												
50 manager of an estate	no difference, green pigeon seem to have decreased	鹿のみによる深刻な被害	no				yes	yes	neither	eventually	yes	yes	
51 rubber planter	被害3に同量とのみ記載												
65 manager of an estate	no	サンバハー鹿による最大の被害。象、水牛、野豚による被害	no				yes, I am against commercialisation	yes	neither	I suppose so	yes	yes	
66 manager of an estate	a general decrease	野生動物による被害					I am against commercialisation, but any use should be made of meat, that can be made	yes	neither	yes	yes	yes	
67 manager of an estate	noticed a decrease in the number of people shoot here	鹿によって、鹿の被害は妨がれている。	no				control similar to a game dealer's licence at home	yes	neither	yes	yes	yes	
68 manager of an estate	elephant have decreased or died	鹿と野豚による被害					I would show commercialisation under control similar to a game dealer's licence at home	yes	neither	yes	yes	yes	
71 manager of an estate	I have noticed no change	深刻な被害	I don't think a campaign should be started against them.				yes	yes, I am against weapon killing	neither	I cannot say	yes	yes	
72 planter	被害3に同量とのみ記載												
73 manager of an estate	被害3に同量とのみ記載												
103 school master	an increase of green pigeon	被害の増加なし					yes	yes, with the exception of DE	neither	yes	yes	yes	
104 manager of an estate	no difference	象による被害を軽減したことは、no the fact that so much jobs are shown that wild life is not an insuperable menace					yes	yes	neither	I cannot say	yes	certainly	

生動物保護監視官 game warden の男 (no.11) が「作物に被害をもたらす野生動物を駆除する土地所有者の権利」に言及している(25) のが目につくが、これとて、柵を設けることを義務づける法の必要性を主張するなかで、柵を設けた所有者にその権利を限定すべきだとの陳述に

Report of the Wild Life Commission: vol. I. General Survey, 1932 pp.74-94 から作成

表⑩ジョホール州非養殖住民 (番号は聴き取り順)	Q8	Q9	保護政策への意見
no.8 forest ranger			・野生動物は保護されねば絶滅するだろう。 ・繁殖期の必要性 ・農作物に被害をもたらす動物の殺戮を統制されるべきだ。しばしば、農作物への被害は、密猟の口実になっているからだ。 ・ジョホールの野生動物が絶滅してしまうことは残念なことだ。
7 his higness tracker	大型の野生動物の減少が見られる。	象と鹿による被害が見られるが、おもに放置されるか管理されていない農場が被害にあっている。	・密猟はほとんど行われていない。 ・罠を設ける努力を一部ではおこなわれているが、ほとんど無視されている。 ・狩猟ライセンス取得には制限をかけるべきだ。ライセンスによる狩猟が野生動物にとって脅威になっている。 ・繁殖期を設けるべきだ。また鹿の保護をおこなうべきだ。
8 ?	ジャングルでは野生動物の減少はみられない。	象の侵入があったとしても、追い払うのは容易だ。	no.7に同意
9 his higness tracker			no.7に同意
10 captain in the Jphore military forces, game warden of Johore	マレー水牛の減少。Kluang Game Reserve は小さすぎる	象による被害と繁殖の要請。プランターに花火やたいまつなどで象を追い払うようアドバイスしたが、聞き入れられず。象の根絶を求められた。かつてマレー水牛による被害もみられた。	・野生動物のサンクチュアリには必要だ。パハン州境によい土地がある。 ・罠が密猟され、角がシンガポールに輸出されている。即のための保護区も必要だが、そのためには広大な土地を用意しなければならない。
11 captain in the Jphore military forces, game warden of Johore	家、マレー水牛、鹿の減少	象による被害は減少したことはないが、その繁殖という「嫌悪すべき作業」に仕事の半分の時間が割られていた。	・小土地保有者は罠を設けない傾向がある。罠の設置を義務づける法を制定すべきだ。そのうえで、作物を荒らす野生動物を殺戮する権利の行使は、罠を設けている所有者に限定すべきである。 ・狩猟の制度で野生動物を保護しないうらう。新たな規制が必要だ。
12 penghulu		Kluang Reserve にてマレー水牛の鹿群を見てきた。	・マレー水牛保護区と周辺の小規模農業との共生は上手くいっている。 ・他の場所にも保護区を設置すべきである。
13 major in the Johore military forces	野生動物の著しい減少	かつては野生動物による被害はなかったが、耕作地が広がるにつれ、脅かされた野生動物が被害をもたらしている。	・野生動物が絶滅してしまつたら極めて残念なことである。Big Gameを含めて野生動物は保護されておるべきである。 ・保護区をジョホールに設置する必要 ・繁殖期を設ける必要性 ・鹿肉の売買を禁止すべき。
14 penghulu			no.13に同意 ・野豚殺戮への制限は解除されるべき。数が多く、コナツツへの被害は深刻である。
15 penghulu			no.14に同意
16 merchant and land owner (中国系)	野生動物の著しい減少		・野生動物の保護は不十分。野生動物が姿を消したのは商業化によるものであり、とても残念なことだ。 ・野豚狩りを口実に鹿狩りが行われている。
17 manager of an estate (中国系)			・罠を設けることで農園を野生動物の被害から守ることは可能だ。野生動物による被害の一部は所有者に責任がある。 ・鹿以外の野生動物は守られるに値する。また守られるべきだ。 ・野生動物はスゴフの機会も提供してくれる。 ・野豚による耕起と施肥を歓迎する。
18 rubber planter (中国系)	野生動物の著しい減少		・野生動物による耕起と施肥は役に立つゆえに、虎以外は保護されるべきだ。
21 penghulu	この地域からはマレー水牛も姿もなくなつてしまつた。全般的に野生動物は減少している。	サンバー鹿対策で罠を設ける農園が多い。サンバー鹿は管理が行き届いていない農園を襲うのだ。	・野生動物は絶滅の危機に瀕しており、その保護のためには入念な規制が必要だ。 ・野生動物は国家にとっての奢侈品であり相応の扱いを受けるべきだ。
22 penghulu			no.21に同意
23 penghulu		野豚と鹿による被害。罠は有効だが、移住者たちは罠を設ける経済的余裕がない。	概ねno.21に同意
24 penghulu代理		共同して罠を設ける努力を人々にはしており、有効だ。	概ねno.21に同意
27 rubber planter		penghuluは罠を設けることを推奨するが、多くはしたがわず。効果をあげていない。費用がかかるからだ。鹿に対して有効なのは、農園を清潔に保つことだ。	
28 planter (pad)		野豚、野鳥、サンバー鹿、サルによる被害。	・作物を守る権利を求めろ。
29 planter (tapioka, Indian corn)		鹿が訪れるが、追い払っている。	
30 rubber planter (中国系)		鹿が罠の間から入ってくるが、概ねよい対策だ。	・野生動物の数は削減されるべきだ。数が増えたら、われわれは敵者となるだろう。 ・狩猟ライセンスは必要だ。また、鹿や若い動物を狩るの反対だ。
31 manager of an estate (中国系)		罠で守っているが、サンバー鹿、野豚、サル、ヤマアラシによる被害。3名のshooterを雇っている。	no.30に同意
32 rubber planter (中国系)		サンバー鹿による深刻な被害。中国人shooterを雇っている。	no.30に同意
33 rubber planter (中国系)			no.30に同意
34 manager of a rubber estate (中国系)			no.30に同意
35 assistant game warden		空欄な被害で、象のshootingに駆り出された	
40 ketua kampung (村長)		サンバー鹿と野豚は多数。作物に被害を与えている。中国人は罠を設けるがマレー人はしない。マレー人が貧しいからだ。	
41 forest ranger	野生動物は減少していない。	野生動物による被害の不満は、罠を設けず管理を怠っている農園からだ。	・野生動物は森の再生に役立っている。 ・とりわけ象は数も多く、森の再生に有用だ。
42 clerk to the game warden	あらゆる野生動物は減少している。	鹿による被害。しかし、管理が行き届いた農園は被害に遭いにくい。罠は有効だ。被害の申し立ては鹿を撃つための口実だ。	・商業化の進展が広範な鹿shootingをもたらしている。
43 rubber planter (中国系)		野豚と鹿による被害。罠を設けているが防げない。農園の管理は充分だ。銃のライセンスを求めたが、得られず。	
44 rubber planter (中国系)		野豚と鹿による被害。銃ライセンスの申請はまだしていない。	
45 rubber planter (中国系)			no.43に同意
46 rubber planter (中国系)	野生動物は減少している。	被害はない。	・作物に被害をもたらす動物は駆除すべきだが、動物は保護されるべきだ。
47 penghulu	野生動物は減少していない。	野豚、鹿、サル、熊による被害。罠を設けることを推奨しているが、貧しい者には無理だ。	・罠を所有し、shootingを楽しんでいる。 ・農作物への被害ゆえに、野生動物が姿を消すことを歓迎する。私の住む地域から一掃されることを望む。
48 penghulu		ほぼ被害はない。	・野生動物を見るのが好きだし、ジャングルに残っていて欲しい。
49 penghulu		被害を訴えるのは管理の行き届かない農園だ。罠と側溝は有効だ。	・野生動物はジャングルに必要であり、ハンター達にとって生活の糧である。
52 rubber, coconut planter (中国系)		サンバー鹿による多少の被害	・自分の農園に被害を与えさなければ、野生動物の保護に反対しない。
53 rubber planter (中国系)		罠をしているので、サンバー鹿による被害は少ない。	・被害をきたらさなければ、野生動物に干渉すべきではない。



	Q8	Q9	保護政策への意見
54	penghulu	野豚とサンバー鹿による被害。標はほとんど設けられておらず。銃もほとんど無い。	
55	penghulu	マカク(オナガザル)による被害。野豚も鹿もいない。	
56	penghulu	サンバー鹿とサルが多数生息。マレー水牛は減少	・ジャクン族(先住民)による鹿の密猟
57	penghulu	野豚による被害。フェンスを設けているが不十分。銃も足りない。サンバー鹿による深刻な被害。	
58	land owner	サンバー鹿による原住民への被害。	・作物を守るのに、より多くの銃の使用が必要。
59	inam	野豚、鹿による深刻な被害。定住者が24年に変わったが、被害者に居住者は減少している。銃が使えれば状況は違っていただろうが、申請は拒絶された。	
60	planter		no.59fに同意
61	planter		no.59fに同意
62	planter		no.59fに同意
63	planter		no.59fに同意
64	Banjarese (インドネシア系) rubber planter	サンバー鹿、野豚によるゴムへの被害。標を設けるが、一時的な効果しか無く、また常にメンテナンスが必要。銃の不足	
69	penghulu	野豚とサンバー鹿は増大している。	・象による被害。中国人は標を設けるが、マレー人はしない。
70	rubber planter (中国系)	鹿による被害。標はコストがかかりすぎる。Shooterを雇った。	
74	penghulu	マレー水牛、象の減少。	マレーおよび中国系の小農民からの野生動物による被害の訴え。鹿、マレー水牛、象による被害。野豚も多い。中国人は標を設けるが、マレー人はしない。リスとオオコウモリによる被害の増大。
75	penghulu		開発と狩りによりマレー水牛は絶滅するだろう。異なる野生動物の殺害には反対する。とりわけ、雌や子供は守られるべきである。
76	penghulu	野豚動物は減少していない。	鹿による被害。小農民は標を充分に設置していない。銃も不足している。管理が行き届かない農園がもっとも被害に遭っている。
77	penghulu		・ジョホールから野生動物が駆逐されてしまうのは残念なことだ。
78	small holder	ネズミ、野豚、サルによる米作への被害。ほとんど米作が不可能に。	no.74fに同意
79	penghulu	サル、野豚、サンバー鹿による被害の訴え。銃も標もない。かつて、銃はもつとあったが、没収されてしまった。	no.74fに同意
80	penghulu代理	小農民からの野豚、サンバー鹿、ネズミ、鳥による被害の訴え。標をしている農園もあるが、鹿や野豚の被害には無駄である。	野生動物の保護には賛同するが、これら被害をもたらす動物を減らすことを望む。
81	penghulu代理	サンバー鹿が多く生息する。	この地域には銃が一丁もない。
82	penghulu	ネズミと野豚、リスの被害はあるが、サンバー鹿の被害の訴えはない。標はほとんど設けられていない。銃は充分にある。	
83	small holder	サンバー鹿、ムササビ、野豚による被害。銃を持っていたが、没収された。最近、一丁購入した。	
84	?	野豚とムササビによる被害。銃をもたず。	
85	small holder (rubber, tapioka)	鹿と野豚による被害。標をする手立てがない。この村には銃が一丁もない。標を設ける体力もない。	
86	small holder	リスとサルによる被害。	・作物を死らす動物は根絶されるべきだ。虎はそうした動物の数を減らすのに役に立つのだから、放っておくべきだ。
87	small holder	野豚、サンバー鹿、リスによる被害。村に銃は少ない。野生動物の被害を食い止める農家の方法が何なのかわからない。	
88	coconut, rubber, fruit planter	野豚、リス、サル、ネズミによる被害。一部標を設けた。こうした動物は人間に襲われてしまっていて、追い払ってもすぐに戻ってくる。	
89	land owner	リスとムササビによる被害にいかんともし難い。銃もない。	
90	land owner	リス、ムササビ、サルの被害により、利益がここ3年間上がっていない。追い払うのに銃が必要だ。	
91	penghulu	水牛とサンバー鹿が多い。	銃がほとんどない。
92	land owner	ヨーロッパの会社に土地が買収された。開拓によりマレー水牛はいなくなった。	
93	?		no.92fに同意
94	?	象、マレー水牛、鹿の減少	
95	land owner	リス、野豚、サンバー鹿による被害。標をしても効果がない。もう少し高価な標を売りたいが、買えない。銃が欲しい。	
96	land owner		no.95fに同意。どうしたらいいのかわからない。
97	land owner	リス、ムササビ、オオコウモリ、ネズミ、野豚、サンバー鹿などによる被害。銃を政府に申請したが、却下された。	
98	?	プロのshooterを勧誘する。	
99	?	リスによる被害。プロのshooterを勧誘する。	
100	penghulu代理	リス、サル、ネズミ、野豚、ムササビ、オオコウモリなどの被害。プロのshooterを要請したいが、政府に費用がかかりすぎる。	・これらの小動物の増加は、ゴムプランテーションの増加にともない、森が浸食されているからだ。
101	penghulu代理		no.100fに同意
102	penghulu代理	野豚、リス、サル、ムササビ、オオコウモリ、ネズミ、サンバー鹿による被害。銃が手に入りくい。プロのshooterがこの村にとって有用だろう。	・農作物への保護措置が充分にとられていない。

過ぎない。三日目最終日に中国系の農民三名（no. 16～18）が証言をおこなうが、いずれも野生動物による被害には触れず、その内の一人（no. 18）はむしろ、野生動物による耕起と施肥という恩恵に言及する<sup>26)</sup>。Batu Pahat からはるばるやってきたゴム栽培を手広くおこなっている男（no. 17）も、柵を設けることで被害を防止することは容易であるとした上で、野生動物を保護する必要性について述べる<sup>27)</sup>。ただし、かれにとって、野生動物はスポーツの機会を提供するがゆえに保全すべき対象なのだが。

公聴会は次に州中部のクルアン Kluang にて 18、19 の二日間にわたっておこなわれた。英系住民 6 名（含農業関係者 5 名）は、保護政策についていずれも賛意を示し、ただ一名（no. 25）が「〔野生動物の絶滅という事態などということ〕ここ、2,300年の内に生じるなどとは思えない<sup>28)</sup>」と発言し、委員会側をいさかさ戸惑わせたくらいである。ところが、ここでのマレー系、中国系住民による証言は、委員会をおおいに困惑させるものであったろう。マレー系住民として最初に登場した Batu Pahat で 20 年近く郡長を勤めているという男（no. 21）は、「野生動物は絶滅の危機に瀕しており、その保全のためには入念な規制が必要である」こと、さらには「野生動物は国家を飾りたてるもの ornament to the State であり、それ相応の場を与えられるべきだ<sup>29)</sup>」とのきわめて模範的な回答をおこない、委員会メンバーを安堵させる。しかし、近隣からの二名の郡長（no. 23, 24）は、この証言に概ね同意すると述べたにもかかわらず、それに続けて次のような不満を述べ立てる。

私の村では、いくつかの農家は柵を設けています。しかし、他地域からやってきた者たちは貧しくて、柵などを設ける余裕などないのです。〔中略〕柵はすぐに老朽化してしまいます。作物を守るのに役に立つかもしれませんが、高価すぎます。わたしの村には銃も多くはありません。<sup>30)</sup>

保護派が推奨する柵の設置には費用がかかりすぎるという不満は、この後もしばしば述べられる。サンバー鹿による深刻な被害を訴えた郡長（no. 40）は、「中国人たちは柵を設けますが、マレー人たちはしませんのです。貧しいですから<sup>31)</sup>」と述べ、零細農にはこうした措置が不可能であると訴える。他方、クルアンでの公聴会の後半に集団でやってきた 5 名の中国系農民（no. 30～34）たちは、農作物を守るために猟師 shooter を雇っていることを認め、「野生動物の数がこれ以上増えたら」野生動物との「生存競争の敗者」となってしまう<sup>32)</sup>と切実に訴える。その後、マレー系の森林監督官（no. 41）による、「森の再生の妨げになるシュロや竹の生育を抑制することで、象は森の再生に役立つ」が故に、保護すべきだ<sup>33)</sup>などの証言がなされるものの、この地での公聴会から保護政策への批判的な意見が目につき始める。

公聴会はその後、それぞれ東部、西部沿岸のメルシン Mersing、ムアル Muar に場所を移す。英系住民はここでも農業関係者ばかりで、計 9 名（no. 50～73）が証言している。これまでと同様、それぞれ野生動物による被害を述べつつも、保護政策の方針そのものに異を唱える者はいない。しかしながら中国系 4 名を皮切りに始まった被支配民からの意見聴取（no. 43～70 までの合計 22 名。中国系 7 名、インドネシア系 1 名、他 14 名はマレー系で、そのうち農業関係者は 5 名である）は、当初から波乱含みであった。鹿などによる被害は深刻であり、柵では防

ぎようがないので、銃所有ライセンスを求めたものの当局に拒絶されたことへの不満を述べる者 (no. 43)<sup>34)</sup>、「動物を保護することに異存はないけれど、作物に被害をもたらす動物は根絶すべきだ」<sup>35)</sup>と主張する者 (no. 46) など、入れ替わり立ち替わり保護政策への否定的な意見が述べられる。続いて登場したマレー系の郡長 (no. 47) は、きわめて挑戦的な証言をおこなう。

わたしは Jemaluang 村の長を 10 年勤めてまいりました。〔中略〕野生動物たちはわたしが郡長に任命された時と現在とはほとんど数に変わりはありません。わたしは銃を所有しておりますし、猟を楽しんでもいます。作物への被害を考えたら、野生動物などは一掃されてしまうことを歓迎しますし、わたしの村からも一頭もいなくなってしまうと思います。〔中略〕鹿は被害をもたらします。時に、柵を設けることもあります。しかし、とても貧しい村民たちは柵を設けるほど豊かではないのです。<sup>36)</sup>

次に続いた同じ郡長 (no. 48) は、これとは全く正反対の証言をおこなう。

野生動物による被害などは滅多にありません〔中略〕ゴムの木に対する被害も滅多にありません〔中略〕15年にわたって銃を所有してきましたが、ほとんど使ったためしありません。わたしは野生動物を眺めるのが好きですし、ジャングルに棲息し続けて欲しいと思っております。<sup>37)</sup>

しかし、委員会側にとって残念なことに、その後このような迎合的な証言は影を潜める。以降、続々と野生動物の被害と銃の不足を嘆く証言が続く。イマームを名乗る男 (no. 59) は 4 名の農民を引き連れてやってきて、以下の深刻な証言をおこなう。

開拓地〔メルシンの Lobok Besar という地域〕が切り開かれたのは 1924 年のことでして、そこにはかつて 200 世帯ほどが居住しておりました。しかし、今では 44 世帯になってしまいました。そこで暮らし始めたころは、ほとんど野生動物はいなかったのですが、今では多くの野生動物が棲息しております。われわれは柵を設けました。と申しますのも、誰一人として銃など持ってはならず、〔銃保有のライセンスを〕申請したものの却下されてしまったからです。もし一丁でも二丁でも銃があり、野生動物を撃つことができれば、われわれの苦難はずっと軽減されたことでありましょう。〔中略〕今や、多くの家族がここを去っていき、農作地は放棄され、藪〔belukar〕がますます野生動物を惹きつけるので、状況は厳しくなる一方です。<sup>38)</sup>

一つの村の維持が、野生動物の脅威によって困難になりつつある状況を切々と訴えているのである。その後、委員会がムアルに移ってからの最初のマレー人の証言者であった郡長 (no. 69) から「野生動物はこの国の装飾品名のだから、保護区の設営は必要だ<sup>39)</sup>」との主張を引き出せた以外、保護政策に好意的な証言は得られずに、この州の最終公聴会の地であるスガマト Segamat へと委員会は向かう。

10月27日から三日間にわたって開かれたスガマトでの公聴会には、英系住民はわずか2

名 (no. 103、104) しか登場しない。公聴会の最後に証言したかれらは、いずれも保護政策に好意的な証言をおこない、この地での公聴会を締めくくることとなった。しかし、先述したとおり、スガマトは野生動物がきわめて豊かな Endau 地域に近接しており、この地での公聴会には、数多くのマレー系住民が押し寄せた。その数は 29 名 (郡長 12 名、農民 12 名、職業不詳 4 名) にも上り、数の上で英系住民を圧倒する。かれらの中で、野生動物保護政策に好意的なコメントを残したのは、「ジョホール州から野生動物が駆除されてしまうなどということが生じたら、残念なことだろう」と述べた Labis と Tenang というところで郡長を務める男 (no. 76) のみである<sup>40)</sup>。しかし、彼もまた野生動物の減少などという事態が生じていないこと、鹿による深刻な被害に対する農民たちの不満の声に自らが曝されていることなどを訴える。同じく、Kuala Palong という地域で郡長代理をつとめる証人 (no. 80) も、サンバー鹿や野豚などの被害に苦しむ農民たちの訴えに悩まされていると述べる。

象たちが米の収穫期にやってくるので、野生動物管理人 game warden の助けを借りることにしました。かれらは象を 5 頭仕留めてくれました。柵で耕作地を囲ったところで鹿や野豚による襲撃には効果がありません。ここ 5 年間の間で、サンバー鹿たちはゴムの木への嗜好をますます強めてしまっています。〔野生動物の〕保護には賛成はしますが、被害をもたらすこれらの動物たちが姿を消してくれれば、どんなにか嬉しいことでしょう。<sup>41)</sup>

スガマトでの公聴会は、野生動物による被害の甚大さ、作物を守るうえで柵などがいかに無力か、さらに、銃による駆逐の必要性にもかかわらず、その数があまりにも不足していることなどをマレー系住民が延々と訴える場となってしまった。マレー系住民の不満の声は、動物による被害の訴えから、やがて野生動物の保護政策への直裁的な非難へと転化する。Buloh Kasap Tengah という村の郡長代理だという男は (no. 100) は、野生動物の被害を訴えつつ、そうした動物による被害が増加している原因は、「ゴム栽培のために森林が浸食されたために、森がこうした小動物が棲息するのに十分な広さを保てなくなったからだ<sup>42)</sup>」と述べ、イギリス人が持ち込んだゴム・プランテーションがこうした被害の拡大の原因だと訴える。マレー系住民の証人として最後に登場した Palong という村の郡長代理 (no. 102) は、こうした被害にもかかわらず、「作物の保護のための施策が充分にとられているとは言えない<sup>43)</sup>」と述べる。さらには、かりに、野生動物の減少というただならぬ事態が生じているとしても、それはヨーロッパ人による開拓にこそ原因があるのだとの主張する者 (no. 92<sup>44)</sup>) もいる。ヨーロッパ人の開拓に野生動物減少の原因があるのなら、その保護によって生じる被害をなぜマレー系住民が甘んじて受けねばならないのだ、というわけである。

### (三) ケダー、ペリルス州

最後にケダーとペリルス両州の結果を検討しよう。この二つの州については、巡回公聴会の最終段階 (1931年3月末から4月半ば)<sup>45)</sup> で聴き取りがおこなわれた。委員会にとって、聴き取りの締めくくりであったにもかかわらず、英系住民も含めて、ここでも、芳しい証言が

	Q8	Q9	Q15	Q22	Q25	Q39	Q40	Q44	Q47	Q50	Q61
<b>表⑨ケダ州 ペルリス州農業住民</b> (番号は採取順)											
ケダ州											
no.1 manager of an estate		ヤマアラシ、野豚、野鹿による被害、サンバー鹿による被害は大したことはない									
2 planter		ヤマアラシ、野豚、野鹿、サンバー鹿による被害	yes	yes	yes		yes	yes	yes	yes	yes
4 planter	an increase in pig, green pigeon and jungle fowl due to very little hunting	マレー水牛、象、サンバー鹿、ヤマアラシ、野豚、野鹿による被害	no	yes, but they find it large and extremely populated		I think it was a pity and possibly it led to the creation of reserves	yes	yes	yes	yes, reasonable regulation	yes
5 planter	a decrease in numbers as the estates are owned up, but no decrease in tiger. There seems to be no real general decrease	野豚とヤマアラシによる被害、サンバー鹿による深刻な被害	no	yes, the species should not be located in what might be or become valuable agricultural country					the extermination of the larger forms would be regrettable but not in my opinion necessarily fatal to the ordinary resident of the country		yes
9 manager of an estate		野豚による深刻な被害									
10 planter		野豚と、とりわけサンバー鹿による広範な被害									
11 government survey department	complete absence of wild life	中国人に採取される原住民の現状についての詳									
17 planter	an general decrease in everything but pig	サンバー鹿とヤマアラシによる被害	no, but animals actually doing damage should be destroyed	yes	yes, it should be very large so that the animals will have room on to cultivation. As the necessary to fence the reserves			the sale of furbits should be prohibited. The sale of meat may be difficult to control but should be controlled by permit	yes	yes	yes
ペルリス州											
7 electrical engineer	there are a fair number of sambar and klang here. I don't think rhinos are to be found here and tigers not uncommon. Pigs are plentiful							yes			

得られたとは言えそうにない。

ケダ州英系住民で証言をした8名中、7名 (no. 1、2、4、5、9、10、17) が農業関係者、ペルリス州では電気技師の男が一人 (no. 7) 登場するのみである (表⑨参照)。農業関係者たちは一様に、野生動物による被害、とりわけ委員会が保護を求めてやまないサンバー鹿による被害を訴えているのが注目される。他方、保護政策の必要性を問うた Q. 47、Q. 50、Q. 61 について、肯定的な返答をしている者も他州と比べて少ない。プランターの一人 (no. 5) などは、野生動物の根絶を嘆かわしいと思うかを問われて (Q. 47)、次のように答えている。

大型の野生動物が絶滅する等という事態を嘆かわしいことだとは思いますが。しかし、この国の普通の住民にとって必ずしも重大な fatal なことだとは思えないのです。

この証言者は、特別な保護区設置の是非について (Q. 25) その必要性は認めつつも、「農業国として価値のある、あるいはそうなりつつある国には保護区など設けるべきではない<sup>46)</sup>」と答えてもいる。

では、マレー系住民の反応はどうだったのだろうか(表⑩参照)。まず、ケダー州南部の Kulim の聴き取りで証言をしたのは、19年もの間郡長を勤めてきた男である (no. 3)。近隣の郡長

Report of the Wild Life Commission: vol I General Survey 1932, pp.245-52, 253-5から作成

表⑩ケダ州、ペルリス州非美系住民 (番号は聴き取り順)		Q8	Q9	保護政策への意見
ケダ州				
no.3	penghulu 近隣のpenghulu 10名, forest ranger 2名, assistant agricultural officer, agricultural inspector, district forest officer, planter 各1名の計16名が同意	農村が開拓されるにつれ、野生動物はある程度は減少した。		<ul style="list-style-type: none"> <li>野生動物を撃つことについて現在規制はない状態だ。何らかの明確な規制が必要だ。</li> <li>大規模なハンティング集団は抑制されるべきだ。</li> <li>作物に被害をもたらす動物を撃つ農民の権利は行使されるべきだ。</li> <li>ライセンス制度が導入され利益と楽しみのために狩りを行うものたちは、その特権にたいする相応の支払いをすべきだ。</li> <li>禁猟期を導入すべきだ。</li> </ul>
6	penghulu 近隣のpenghulu 7名, imam 2名, planter 2名, panglima/local headman 2名, khatib (説教師) 1名の計14名が同意		猪などが小規模経営の農民、野豚、虎による被害。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケダ州には狩猟ライセンスはないので、村人たちはこの村の中では野生動物を撃つ自由を行使すべきだ。しかし、村の外ではライセンスを取得すべきだろうし、よそ者がこの村にやって来た場合にはライセンスは必要だ。</li> <li>禁猟期は導入されるべきである。</li> </ul>
7	penghulu			農園の所有者あるいは保有者が作物を守る権利を行使して鹿を撃つ場合、penghuluに報告すべきである。
8	penghulu		虎による家畜への多大な被害	
12	penghulu			<ul style="list-style-type: none"> <li>野生動物保護のための規制や規制を導入することは望ましい。</li> <li>ライセンスの導入も望ましい。</li> <li>被害をもたらす動物は根絶されるべきだが、その他の動物は息を許されるべきであり、狩りしてもライセンスに基づくべきだ。</li> </ul>
13	penghulu			サンバー鹿は保護されるべきだ(他は、魚類についての供述のみ)
14	penghulu			no.12,13に同意
15	penghulu			<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間のshootingに反対だ。</li> <li>技術に乏しい者が虎狩りに参加するべきではない。</li> </ul>
16	penghulu 近隣のpenghulu 7名, panglima 1名が同意			no.15に同意
18	harbour master (港湾管理官)		野豚による著しい被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>サンバー鹿は減少しておりライセンスと禁猟期を設けることで保護されるべきだ。</li> <li>マレー水牛はマラヤ固有の動物なので、保護区をケダに設けて保護すべきである。UluとSokが相応しい土地だろう。</li> <li>人工照明を用いた夜間のハンティングは禁止されるべきだ。</li> </ul>
19	district officer	マレー水牛の減少、野豚と野豚の増加		<ul style="list-style-type: none"> <li>野生動物保護のための法律の導入は望ましい。</li> <li>象や犀、マレー水牛などのために保護区を設けることが望ましい。</li> <li>被害をもたらす動物を殺すのにいかなる障害も設けられるべきではないが、被害をもたらさない動物は禁猟期と銃のライセンスとで保護されるべきである。</li> </ul>
20	secretary to government			<ul style="list-style-type: none"> <li>かつて充分なジャングルがあり野生動物が失われる怖れがなかったのに、ケダには野生動物保護のための法律がない。</li> <li>サンバー鹿のshootingのライセンスを導入すべきだ。</li> <li>ゲーム保護区のための土地として、Sok in Baling が望ましい。</li> </ul>
21	penghulu	野生動物の減少		<ul style="list-style-type: none"> <li>根柢や金儲けのためのハンティングやshootingにはライセンスが導入されるべきだ。</li> <li>野生動物は減少しており、今やSok in Baling において見られるのみになっている。この場所はかつて保護区のようなものがあつた所であり、あらためて保護区に指定されるべきだ。</li> <li>広大なジャングルはこの国の気候を望ましい状態に保つのに役に立つだろう。</li> </ul>
22	penghulu	サンバー鹿、虎、野犬らはいなくなつた。しかし、野豚、野豚、ネズミなどの数は多い。	野豚による被害が著しく、かつて虎を導入する案が検討された。野犬の導入がのぞましい。	
23	assistant agricultural inspector			no.22に同意
24	penghulu 3名のpenghuluも同意			no.22に同意
ペルリス州				
1	chief of police and conservator of forest	サンバー鹿、バク、野豚は充分に棲息している。		
2	penghulu	野生動物は減少していない。	バク、犀、サンバー鹿、野豚による被害	ペルリス州にはshootingについての規制がない。 野生動物保護法の導入は歓迎するが、被害をもたらす動物を駆除するのにいっさいの障害を設けるべきではないの言うまでもない。 禁猟期の設定には賛成する。
3	penghulu		象による被害	no.21に同意
4	penghulu		野豚による被害	
5	penghulu 近隣の3名のpenghulu, 1名のinspector of land の同意			no.21に同意 銃のライセンス制の導入は有用である。
6	penghulu	サンバー鹿は多数棲息している。		shootingを楽しんでいる。

10名を含む16名もの人々を引き連れてやってきたこの男は、「野生動物の駆除に対して何らかの明確な規制をおこなうことに反対はしない」と述べつつも、ライセンス制度を導入する以前に、「作物に被害をもたらす動物を駆除する農民の権利が行使されるべきだ」と訴える<sup>47)</sup>。続いて、州東部の Baling でも、同様に近隣の郡長7名ら系14名に後押しされて証言をおこなつた Kupang の郡長 (no. 6) も、銃規制のためのライセンス導入の必要性を認めつつも、「村の住民たちは、村で

銃を用いる自由を認められるべきだ<sup>48)</sup>」と主張する。こうした「作物を守る農民の権利」としての銃使用にライセンスによる制限を適用すべきではないという主張は、この後に登場した Janeri の郡長 (no. 7) も主張するところである<sup>49)</sup>。こうして、最初の二箇所での聴き取りでは、数多くの農民らの圧力を背景に、かれらの抗議の声を郡長が代弁するという光景が見られたのである。

しかし、委員会一行が第三の公聴会場である中部の Sungei Patani にやってきてからは、いささか状況の改善がみられる。ここでのマレー人として最初の証言をおこなった Bujang の郡長 (no. 12) は、「作物に害をもたらす動物は駆除されるべき」としつつも、その供述の力点は、銃規制の必要性、ライセンス導入を望ましいと主張することにあつたように思われる<sup>50)</sup>。害獣の駆除やむなしと主張しながらも、「そのような被害をもたらさない動物の場合は、棲息することを認められるべきだ」と述べているのである。その後も、この地でのマレー人郡長らの証言は、ライセンス制導入に好意的である。このような趨勢は次の Alor Star での聴き取りにも引き継がれる。地方の役人を勤めた経験があるとする男 (no. 19) は、「被害をもたらす動物を駆除するのにいかなる制約を課すべきではない」と述べつつも、野生動物保護のための法律制定を「望ましい」とし、象、犀、マレー水牛の保護のために保護区を設けることもまた望ましいことだと主張するのである<sup>51)</sup>。こうした保護区の候補地として、別の証人 (no. 20、21) も Baling の Sok という、かつて保護区が存在した地域がふさわしいと述べる<sup>52)</sup>。皮肉なことに、この Baling は、先に見たように、農民たちが抗議の声をあげた地域である。自らの居住地から遠方であれば、保護区設営には反対をしないということであるようだ。Alor Star に住む郡長 (no. 21) はさらに「広大なジャングルの存在はこの国の気候を望ましい状態に保つ上でも有用だろう<sup>53)</sup>」とつけ加える。

委員会は、4月7日には最終目的地<sup>54)</sup>のペリルス州に向かう。ここでも英系住民の証人は一名 (no. 7) にとどまり、その他はマレー系の郡長たちが農民の不満を代弁する。野生動物は減少しているとは言えないこと、サンバー鹿や犀、象などによる被害は深刻であることなどである。保護法の導入には反対はしないが、「被害をもたらす動物たちを駆除するのに、いっさいの障害を課すべきではない」と言い切ったある郡長 (no. 2) には、他の郡長たち (no. 3~5) も賛同の声を寄せる<sup>55)</sup>。最後に登場した Chunping で郡長を勤めた男 (no. 6) は今でも「ハンティングを楽しんでいる」と悪びれる様子もなく証言をしている<sup>56)</sup>。こうして、ケダー州およびペリルス州でも、公聴会は、一部、保護派である委員たちが歓迎するような証言がおこなわれたものの、もっぱらマレー系農民が野生動物による被害を述べ立てる場として利用されたようである。

## おわりに

前稿で検討した結果と同様、調査委員会による巡回公聴会には、英系住民のみならず、非英

系住民の声が広く反映している。とはいえ、直轄植民地である海峡植民地と、当局による統制が比較的緩やかだった非連合州での結果は対照的である。シンガポール、マラカではほとんど非英系住民は証言に現れず、野生動物が豊かであったペナンでの公聴会でようやくその姿をみせたにすぎない。しかし、ここでも直接野生動物の害を被る農民たちはほとんど登場せず、証人の多数を占めた郡長たちが、被害を代弁するものの、保護政策そのものの是非、さらにはサンクチュアリを設置することの是非については口を閉ざしている。これに対して、非連合州ではいずれも、非英系住民が英系の証人数を上回る。とりわけ、ジョホール州などでは、マレー系住民が英系住民をまさに数の上でも、またその饒舌さにおいても圧倒しているようにみえる。委員会は「求める者なら誰でも<sup>57)</sup>」公聴会で証言することを許されるのだという姿勢を示し、非英系住民からも広く意見を収集するというこの姿勢ゆえに、これだけの数のマレー系住民の証言が得られたのだと言えるのだろう。

しかし、委員会は、この公聴会をつうじて、英系のみならず、マレー系住民からも保護政策に対する合意をとりつけようと真摯に努力をしたのだという評価はし難いように思える。海峡植民地において、非英系住民による証言がきわめて乏しく、また証言内容も制約を受けていたように見えるということだけではない。委員会が最初の訪問地として選んだケランタン、トレンガヌ両州において、他の非連合州、とりわけジョホール州のそれと比べて非英系住民の証言者数がきわめて制限されているのが際立つのである。この委員会の主目的がグナン・タハン保護区を中心とした地域に国立公園を設置することの是非について調査することであったことを考えれば、このことは注目していいだろう。ここでのマレー系住民の証言が、委員会にとって予想外に批判的であったために、公聴会を早々に切り上げたのだろうか。たとえば、ケランタン州最初の公聴会の場として選ばれたのがグナン・タハンにきわめて近い州南部の Bertam であったが、そこでの証言に現れたのがわずか2名の郡長であり、委員会は彼らから極めて模範的な証言を引き出したことで満足し、わずか一日で公聴会を切り上げてしまう。さらに州内で合計5度の公聴会が開かれることになるものの、結局、マレー系住民からは保護政策、とりわけサンクチュアリ設置についてのコンセンサスが得られたとはとても言えない状態で、次の会場へと向かうのである。

では、委員会が比較的「自由に」マレー系などの証言者を募ったように思えるジョホール、ケダー、ペリルス州では、かれらはどのような証言をおこなったのだろうか。たとえばジョホール州南部のジョホール・バルなど、比較的開拓が進んだ地域では、委員会を満足させるような証言が多く見られる。しかし、この州でも、公聴会が北部へ向かうにつれ、とりわけ、最後に公聴会が開催されたスガマトなどでは、保護政策に好意的な見解はほとんど見られなくなってしまった。野生動物が豊かなスガマト周辺からやってきたマレー人らは、被害をもたらす野生動物を駆除する「農民の権利」を口々に申し立てるのである。ケダー、ペリルス州の事例もあわせて、非連合州の非英系住民は、総じて、この公聴会を野生動物による被害を申し立て、植民地政府によって展開されつつあった野生動物保護政策の理不尽さに対して「合法的な」反抗をおこなう場として利用していたと言ってよいだろう。

公聴会開催の主な目的が、保護政策に関して敵対的であった英系住民、とりわけゴム・プラ



ンターらからサンクチュアリを設けることで妥協を図ることであったとするならば、その目的は十分に果たされたと言ってよいだろう。海峡植民地、非連合州を問わず、英系住民は、野生動物による個別の被害を訴えつつも、保護政策およびサンクチュアリの必要性についてはほぼ同意しているからである。しかし、非英系住民の反応は総じてこれとは対照的であったことが前稿、そして本稿を通じて明らかになった。それではこの公聴会の結果を委員会はどのように総括し、その結果として、国立公園設置に向けてどのような調整がなされ、またどのようなプロセスを経て国立公園設立が実現していったのだろうか。次稿ではこれらについて検討する。

## 註

- 1) 拙稿「英領マラヤ野生動物保護調査委員会とマレー連合州世論」『徳島大学総合科学部人間社会文化研究』第 24 巻 2016 年参照のこと。また、調査委員会設置の経緯については、拙稿「英領マラヤにおける野生動物保護政策の展開 1921-30年」『徳島大学総合科学部人間社会文化研究』第 21 巻 2013 年 61-83 頁参照。
- 2) *Report of the Wild Life Commission: vol.I General Survey, 1932, pp.3-12.*
- 3) 拙稿「イギリス帝国と環境保護－英領南アフリカにおけるハンティングと自然保護政策の起源についての覚え書き」『徳島大学総合科学部人間社会文化研究』第 5 巻 1998 年、「英領アフリカにおける自然保護政策の展開－ウガンダ保護領 1906-11 年－」『立命館文学』558 号 1999 年、「イギリス帝国と環境保護（2）－クリューガー国立公園の成立－」『徳島大学総合科学部人間社会文化研究』第 10 巻 2003 年、「英領タンガニーカにおける「自然の創造」－セレンゲティ国立公園、およびンゴロンゴロ保護区域の経験 1920-1959－」『立命館文学』605 号 2007 年、J. Carruthers, *The Kruger National Park: a Social and Political History* 1995, T. Lance, "Conservation Politics and Resource Control in Cameroon: the Case of Korup National Park and its Support Zone", Paper presented at the African Studies Association Annual Meeting, 4 November, 1995, T. Ranger, "Whose Heritage? The Case of Matobo National Park", *Journal of Southern African Studies* 15(2), 1989, R. Neumann, *Imposing Wilderness: Struggles over Livelihood and Nature Preservation in Africa*, 1998, D. Brockington, *Fortress Conservation: the Preservation of the Mkomazi Game Reserve, Tanzania*, 2002, "The Politics and Ethnography of Environmentalism in Tanzania", *African Affairs* pp.105-418 (2006) など参照。
- 4) Jeyamalar Kathirithamby-Well, *Nature and Nation: Forests and Development in Peninsular Malaysia*, 2005, pp.208-226. 英領マラヤでは、1920年代までに複数の保護区が存在したが、そのうちの一部が、有名なタマンネガラ Taman Negara 国立公園の前身であるジョージ五世国立公園に編入されたのは1937年のことであり、英帝国下のアジアで唯一国立公園が設置された事例である。
- 5) 拙稿「英領マラヤ野生動物保護調査委員会とマレー連合州世論」、とくに 143-8 頁参照。
- 6) *Report of the Wild Life Commission: vol.I, pp.41-46.*
- 7) 英系住民の証言は質問事項ごとに分類、要約されており、基本的にはそのまま掲載した。ただし、野生動物による被害体験 (Q9) について語った箇所はしばしば長大なので、要点を日本語で整理したうえで掲載している。
- 8) シンガポールでの公聴会は1931年2月2日から5日間にわたっておこなわれた。
- 9) *Report of the Wild Life Commission: vol.I, p.105.*
- 10) マラカでの公聴会は1931年1月29日から30日の2日間にわたっておこなわれた。

11) 非英系の証言は、英系住民のケースとは異なり質問事項ごとに分類されず、その陳述のとおり収録されている。それだけに、証言のニュアンスまで伝わり、史料的价值が高いが、以降の表④、⑥、⑧、⑩では、これを要約し、野生動物の増減（英系の場合 Q.8 にあたる）、野生動物による被害体験（同 Q.9）について語った箇所、それに野生動物保護に関する見解が表明されている箇所（同 Q.15 以下 11 項目の回答にあたる箇所）を要点整理したうえで掲載している。

12) *Report of the Wild Life Commission: vol.I, p.237.*

13) *Ibid., p.237.*

14) ペナンでの公聴会は、まず 1930 年 1 月 28 日に Dindings で、さらに 1931 年 3 月 18 日から 23 日の 6 日間をかけて、Nibong Tebal、Butterworth、Penang、Balik Pulau の 4 カ所でおこなわれた。

15) *Report of the Wild Life Commission: vol.I, pp.265-6.*

16) ケランタン州での公聴会は、1930 年 8 月 30 日に Bertam、31 日に Kuala Pergau、9 月 1 日に Kuala Gris、2 日に Kuala Krai、そして 4 日に Kota Baru で開かれた。

17) *Report of the Wild Life Commission: vol.I, p.268.*

18) *Ibid., p.269.*

19) トレンガヌ州での公聴会は、1930 年 9 月 6 日に Besut で、10 日には Kuala Trengganu、11 日に Kuala Brang、そして 12 日に Kemaman で開催された。

20) *Report of the Wild Life Commission: vol.I, p.275.*

21) *Ibid., pp.278-80.*

22) *Ibid., pp.273-4.*

23) *Ibid., p.280.*

24) *Ibid., pp.76-7.*

25) *Ibid., pp.77-8.*

26) *Ibid., p.80.*

27) *Ibid., p.79.*

28) *Ibid., pp.64-5.*

29) *Ibid., p.80.*

30) *Ibid., pp.80-1.*

31) *Ibid., p. 83.*

32) *Ibid., pp.81-2.*

33) *Ibid., p.83.*

34) *Ibid., p.84.*

35) *Ibid., p.84.*

36) *Ibid., p.85.*

37) *Ibid., p.85.*

38) *Ibid., pp.87-8.*

39) *Ibid., pp.88-9.*

40) *Ibid., p.90.*

41) *Ibid., p.91.*

42) *Ibid.*, p.94.

43) *Ibid.*, p.94.

44) *Ibid.*, p.93.

45) ケダ州での公聴会は、1931年3月25日に Kulim で、28日から4月4日にかけては、Baling、Sungei Patani、Alor Star で、最後に9日から11日にかけて Langkawi で開かれた。一方、ペリルス州での公聴会は1931年4月7日には Kangar、8日には Kaki Bukit で開催された。

46) *Report of the Wild Life Commission: vol.I.*, pp.241-2.

46) *Ibid.*, pp.241-2.

47) *Ibid.*, p.247.

48) *Ibid.*, p.248.

49) *Ibid.*, p.248.

50) *Ibid.*, p.249.

51) *Ibid.*, p.250-1.

52) *Ibid.*, p.251.

53) *Ibid.*, p.251

54) 委員会はペリルス州の後、バハン州、ケダ州で二日間、追加的な公聴会を開くものの、ペリルス州が最終目的地だといって良い。

55) *Report of the Wild Life Commission: vol.I.*, pp.254-5.

56) *Ibid.*, p.255.

57) *Ibid.*, p.12.